

國學院大學學術情報リポジトリ

國學院大學図書館所蔵「天正十一年・十二年日次記」 （座田文書）の解題と翻刻

| | |
|-------|---|
| メタデータ | 言語: Japanese 出版者: 公開日: 2024-07-04 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 遠藤, 珠紀 メールアドレス: 所属: |
| URL | https://doi.org/10.57529/0002000674 |

國學院大學図書館所蔵

「天正十一年・十二年日次記」(座田文書)の解題と翻刻

遠藤 珠紀

解題

國學院大學図書館所蔵座田文書は、賀茂別雷神社旧家座田さいた氏の旧蔵史料を主とする記録文書群である(國學院大學図書館調査室編『座田家旧蔵書』國學院大學図書館調査室、一九八四年参照)。その中に「天正十一年・十二年日次記」という史料がある(座田八神領・経済三〇)。二〇一二年、國學院大學・同図書館のご高配により、調査する機会を与えていただいた。

本稿ではこの「天正十一年・十二年日次記」を紹介したい。法量は縦二七糎、横二〇糎、全一〇丁で袋綴じの冊子とされている。傷みが激しく、またいささかの錯簡が見られる。現在の第一丁は断簡となっており日記の文字は確認できないため、原表紙か、あるいはどこからの錯簡であるかは判断が出来ない。本文冒頭は、現在の第一〇丁で「天正十一年十二月ヨリ日記」と始まる。次に現第二丁・三丁が文章、日付共に接続する。現第四丁からは天正一二年(一五八四)正月となり、現第五丁の後に現第八丁が接続する。そして六丁・七丁・九丁と続き、九丁の末正月二八日条までが現

存している。並べ替えると現第一〇丁―二丁―三丁―四丁―五丁―六丁―七丁―九丁となる。この間に脱落はないと考えられるが、正月二八日以降は欠けており、何日条まで存在したかは不明である。本稿では日記は並べ直した順に翻刻した。全体に書状の反古が用いられている。この紙背文書については現在の丁の順に紹介する。

次に記主を確認する。紙背文書の宛所のうち判読可能なものを見ると、「□部卿」(二丁紙背)、「もりとの、御□□もしさま」(二丁紙背)、「森民公」(三丁紙背)、「御か□□」(四丁紙背)、「もりとの」(六丁紙背)、「森民部卿」(七丁紙背)、「民公」(八丁紙背)となる。ここからは森民部卿なる人物が注目される。

そこで本文を見ると、日記は天正十一年(一五八三)一二月二三日条という中途半端な日条からはじまる。二三日には印大明神を時の社務松下元久が申し出した。次の二四日条では、記主が賀茂伝奏甘露寺経元の許に赴き、左京大夫森直久が輪番なので、賀茂社務を仰せ付けられるよう依頼している。経元はこの内容を奏聞し、希望通り直久が補任されることとなった。記主は禁中長橋局に御礼を申し入れ、さらに伝奏やその奏者、社務補任の宣旨を書いた職事中御門宣光にも礼を申し入れている。この時、社務に任じられた森直久(のち尚久)は森尊久の子で、母は氏人季治女という。『賀茂禰宜神主系図』²⁾には、

元直久、母氏人季治女、天正十一年直任正禰宜、年十二、依父尊久之与奪也、是遠祖讓爵之例云々、此時權禰宜詮平上首也、云超越、云直任、旁以背社例、社中不甘心、雖拳詮平、是亦固辞之間、直久所補正禰宜也、同年十二廿四従五位下、同日補神主、同日任左京大夫、上卿甘露寺大納言、職事左少弁宣光、

とある。これによればこの年、父尊久の与奪により、まず数えの一二歳にして社中の反対を押し切り正禰宜に任じられた。そして一二月二四日に社務、従五位下左京大夫とされたという。叙任に甘露寺経元、中御門宣光が関与している点も本記と一致している。本記二四日条では更に社務就任の儀礼が記されている。本記冒頭の二三日条に記されて

いた印大明神の件も社務交代儀礼の一環のようである。ただし直久の行動は第三者的に記されており、年齢的にも本人の日記ではないと考えられる。とすると注目されるのは、その父尊久であろう。

尊久は竹内明久の子であるが、天文一八年(一五四九)に当時の森家当主賀久が横死すると、森家を相続した。⁽³⁾『賀茂禰宜神主系図』によれば、この時に尊久は二三歳であったといい、逆算すると天文六年(一五三七)生まれ、天正一一年(一五八三)時点では数えの四七歳となる。天文一九年(一五五〇)に権禰宜、天文二二年(一五五四)従五位上に叙され、さらに弘治二年(一五五六)従四位下左京大夫、社務となる。その後辞任し、弘治三年に還補。永禄元年(一五五八)、実父明久の死去に依り再び辞任し、永禄八年(一五六五)一〇月ごろに三度目の社務となった。天正元年(一五七三)、従四位上民部卿、社務を辞して正禰宜となり、同一一年正禰宜を尚久に譲った。その後慶長一〇年(一六〇五)一月に六九歳、従三位民部卿で没した。天正一一年時には従四位上民部卿であり、紙背文書の宛所に見える「森民部卿」「森民公」などは尊久をさすと考えられる。すなわち本記は父尊久が子息直久の社務就任を機に記したものと推測される。中世末期の社務周辺の日記であり、当時の賀茂別雷神社を知る上でも貴重な史料であろう。

同様の性格の史料に、東京大学史料編纂所所蔵「上賀茂社社司日記」がある。⁽⁴⁾こちらも森尊久の日記であり、永禄八年の尊久の社務就任から書き起こされている。⁽⁵⁾尊久は社務就任と日記の執筆を密接に関連したものととして考えていたのではないだろうか。なお子息尚久の天正一九年の日記も、賀茂別雷神社に残されている。⁽⁶⁾

先述の通り本記は社務就任に関する記事から始まる。その他の記事は神事に関するものが多いが、行事の儀式自体、次第などはあまり記述がなく、準備や餞に関する記述が目立つ。これは「上賀茂社社司日記」とも共通する性格である。また尊久自身に関する記述ではなく、社務直久を主に記している。天皇・皇儲誠仁親王への巻数献上(一二月二八日条・正月一三日条)や左義長献上の記事(正月一七日条)も見える。正親町天皇が孫の後陽成天皇のために

記した「四十八ヶ条御覚書」（東山御文庫勅封一〇二函——七一五——）には「一、正・五・九月にハ、かも（賀茂）にてなて物（撫物）こい候て、七日きたう（祈祷）をもり（森）し候事にて候、くわんしゆ（巻数）をそへてまいらせ候、」という項目が見える。⁷⁾ 本記との対応が窺われ興味深い。

紙背文書では、当時の権力者羽柴秀吉、京都所司代前田玄以との関わりが注目される。天正一〇年の本能寺の変後、明智光秀を討った羽柴秀吉が勢力を伸ばす。京都には変後、桑原貞也、杉原家次、浅野長吉が京都奉行としておかれたが、天正一一年五月に前田玄以が任じられた。⁸⁾

まず第三丁紙背の東坊城盛長書状では、盛長から大坂の様子を森民公尊久に伝えてきている。それによれば某月五日、大坂で前田玄以を通して何人かが、秀吉にであろう、申し入れを行ったが、首尾は不安であるという。また禁裏御倉の立入宗継も大坂に下ったことが記されている。秀吉は天正一一年六月に居所を大坂城に移しており、それ以後の書状と推測される。第四丁紙背では、近江高島の代官のこと、やがて「ちくもしさま（筑前守羽柴秀吉か）」も上洛するであろう事が述べられている。秀吉は天正一二年一一月に権大納言となるので、これはそれ以前の書状であろう。その他の紙背文書もほぼ同時期のものであろう。

第七丁紙背は一〇月二六日付けで東教学院全珍から森民部卿尊久にあてた書状である。この書状で、全珍は尊久の「御在城御辛勞」をねぎらっている。また玄以に何らかの相論について音物を贈ったといい、その取り成しも依頼している。とすると尊久はこの時、前田玄以とともにどこかの城に滞在していたこととなる。次に第八丁紙背を見る。ここでは玄以とよしみを結ぶためとして、玄以の予定が伝えられている。それによれば玄以はこの月二三日に連歌師里村紹巴の口切茶会に招待され、二四・二五日に湯山に赴き、筑州秀吉とともに大坂に向かうという。『織豊期主要人物居所集成』によれば、この時期に秀吉が二四・五日頃に有馬湯に滞在しているのは天正一一年一〇月である。⁹⁾ 口切

り茶会は冬に行われる茶事であり、时期的にもあう。賀茂別雷神社は天正十一年一月二日に秀吉から社領を安堵されており、これに先立つ交渉であろうか。なお一〇月二日には、玄以は在京で、翌日より大坂へ下向すると述べている^①。京の人々と秀吉の間をつなぐ人物として、前田玄以の重要性が窺われる。玄以を招いた茶会を催すという紹巴は、この時期公家たちと玄以の間をつなぐ存在でもあった^②。

このほか第二丁紙背の書状の差出人は、手紙を出した折には「さかもと」にいて、「はりま」に赴き京に戻るようである。その行動経路に近い動きを考えると、羽柴秀吉が天正十一年五月一日に坂本に入り、六月上旬に播磨に赴き、下旬に上洛している。あるいは差出人はこの行動に同行している人物の可能性もある。

いずれも具体的な内容は判然としないが、新たな権力者を前に社家およびその周辺の人々の動きを窺うことの出来る史料である。

註

- (1) 『座田家旧蔵書』解題による。
- (2) 『賀茂禰宜神主系図』。財団法人賀茂県主同族会所蔵 (<https://trc-adeac.trc.co.jp/wj11c0/wjjs02u/2600515100>) にて閲覧可能)。一八世紀初頭に編纂された。
- (3) 早稲田大学荻野研究室収集文書上賀茂神社文書「天文一八年九月一日室町幕府奉行人連署奉書」(天文一八年) 九月一日井家孝家書状「天文一八年一二月四日室町幕府奉行人連署奉書」(早稲田大学図書館編『早稲田大学所蔵荻野研究室収集文書』上巻、吉川弘文館、一九七八年。史料画像は早稲田大学古典席総合データベースにて閲覧可能 <http://www.wul.waseda.ac.jp/kotenseki/>)。東山御文庫勅封二二三函一—一八「天文一八年一〇月日賀茂社祠官申状」など。
- (4) 請求記号〇一七三一—二五。

- (5) 賀茂別雷神社文書研究会「上賀茂社司日記 永祿八年九年」の紹介『東京大学史料編纂所研究紀要』五二、二〇一八年にて紹介予定。
- (6) 藤田恒春「上賀茂神社主森尚久の「天正十九年 続葉記」」『織豊期研究』一三、二〇一一年。
- (7) 金子拓・遠藤珠紀「正親町天皇の遺勅 ―東山御文庫所蔵史料勅封一〇一函―」一七「正親町天皇覚書類」の紹介『日本目録学の基盤確立と古典学研究支援ツールの拡充 天皇家・公家文庫を中心に』(二〇二二年度～一六年度科学研究費補助金基盤研究(S)) 代表田島公 研究成果報告書(最終報告)二〇一七年参照。
- (8) 伊藤真昭『京都の寺社と豊臣政権』法蔵館、二〇〇三年。拙稿「『豊臣伝奏』の成立と展開」『中世政治社会史論叢』東京大学日本史学研究室紀要別冊、二〇一三年。
- (9) 藤井讓治編『織豊期主要人物居所集成』思文閣出版、二〇一一年。
- (10) 『大日本史料』一一編五、天正一一年一月二二日条。
- (11) 『大日本古記録 言経卿記』同日条。
- (12) 拙稿「消えた前田玄以」山本博文・堀新・曾根勇二編『偽りの秀吉像を打ち壊す』柏書房、二〇一三年。

【凡例】

- ・ 文字はおおむね現時通用の字体に改め、改行は原則として追い込みとした。改丁は『で、折紙の折返し部分を』で示した。
- ・ 本文には読点および並列点を加えた。
- ・ 欠損の箇所はおよその字数を計って□または□□で示した。また残画によって文字が推定できる場合は、その文字を□の中に記入した。抹消された文字は左傍にくを付し、判読不能の塗抹文字は、およその字数を計って■ま

たは とした。判読不能の文字は xとした。

・本文中で校訂により改められるべき文字や加えられるべき文字は ()、人名注など参考のためのものは ()
に入れ傍に記した。

・その他、適宜※を付して注記を示した。

【補記】

本稿は東京大学史料編纂所共同利用・共同研究拠点一般共同研究「史料編纂所蔵賀茂別雷神社関係史料を中心とした同社文書および社内組織の研究」、科研費若手研究(B)「中世後期古記録の史料学的研究」(研究代表 遠藤珠紀)の研究成果の一部でもある。

【翻刻】

※一丁断簡。文字なし。

天正十一年十二月ヨリ日記

廿三日、印大明神を松(元)下出し被申候、是は三日前に別当大夫かたへ(家内)あん内申也、矢刀禰方へは別当大夫より案内ある也、

廿四日、金輪(正親町天皇)様え社務職左京大夫直久(孫)りん(輪番)はんに御座候条、あいか、へ可申よし御奏聞なされ候て被下候へのよし、

天奏甘露寺殿へ申入候、則御そうもん(孫)なされ候、御返事、直久に被仰付候、聽(耳)而(程)ひるほとに御礼罷出候、

たいりさまへ御卷数、なかはし(長橋)殿御つほねを以あげ申候、社務職被仰付かたしけなきよし申上候、出立(鳥相子)急()ほし□□次

天そうかんろ寺殿 □□ 申、御見参にてさ(益)かつき被下、ともの衆()までめし候、新九郎・孫四郎兩人也、

天そうの奏者ひた四十疋遣、十疋新九郎わひ事、用捨候也、料足八百疋か四斗米にて仕候也、

社務(宣旨)せんし(中御門宣光)のみかと殿弁にて御書出、天奏より御調、御礼ひた三十疋、中みかと殿へ社務持参申、御礼申也、

同廿四日に印大明神入申候、然者別当大夫へ三日前にあんない候、やと(矢刀禰)ねかたへは、別当大夫よりあんないを被申物

にて候、

おし伊賀守、是も三日まへよりあんない申候、礼米式斗遣、代に兵部少輔まいられ候、

所司大夫三日前よりあんない申候、是は長屋に座をしき、あふら・同(土器)かわらけ・てうつ(手水)・同(柄杓)ひしやく()まで長屋へもた

せ□□也、□□刑部少輔也、きやう(軽服)ふくにより代に『おきの守まいられ候、

則しよ(初夜)やの過に被来候、別当大夫・所司大夫代おきの守・おし代兵部少輔、已上三人、

社務直久(孫)・是久已上五人、こふ(昆布)・かちん(餅)・くり(栗)、三さかつき、二こん(豆)、たうふ(豆腐)のすい物、次とり・さかなまで三こんにて、かにこりさけしいる、

矢刀禰すい物にてさけあり、

出立過社頭へまいり、所司は長屋へ参、た(燈)、みをしき松葉しく、是は別当に問候てしき候物也、

社務・別当・おし・矢刀禰社頭へまいる、社務と□□御(御)ふたの屋(屋)にいる、別当・矢刀禰・あつかりへ□□

おして□□長屋へ遣し申、

次御ふたの屋へこ(小)あつかりあふら火もち来□□よりあふら火(用意)ようい申のよしあんないあり、

おし御ふたをす、然者こふ・かちん・くりにて三さか□□し(祝儀)うきあり、此方よりもたせ遣、

社務長屋へ出、ひみつのきはあり、

此間(ひみつ在)は所司・おし・矢刀禰、長屋うしとらのすみ東むきうつむきある、

印大明神ひみつはて、(奈良坊)、ならのはうより鳥居(切芝)のきりしはを、一鳥居へ御出候、み(御)さきあり、社務門にて御さきあり、

印入申、別当湯屋のまへ社務迎に『参』とも、社務本社にて御幣にまいる、おしとり次申、社務あとをしふり申、御幣はおし令取候也、則八社にて御幣にそおり、大田は辻より下向申、

右三人の衆、社務にてとり・さかなにてさけしいる也、則はて、宿へ被帰候也、

廿五日、市原野よりせ(節)つき(季)もつ(物)のくろ木、女人二荷もち来、ひるの物五錢つ、遣、

廿八日、御(南)はかた(南)ための御酒の御初尾田口より来、こふとあわと兩種也、

同日、たいり(内)さまへ歳暮之御巻数進上、所司大夫もたせ遣、たいり(内)さま・御(減)かたの御所様(親) 所司大夫代東の

左京進子息新四郎被遣、巻数人夫五郎太郎いたす、

廿九日、こまつり神事、社務出仕、社務代権助也、』

天正十二年正月

一日、神事、社務出立申、大鯉代に鳥まいらせ候、

御(南)はかた(南)ための御まかり、田口もたせ来、かんにてにこり酒たふ、下女も同様にたふ、

二日、

三日、

四日、下社まいり、家子・三(取)しよく、已上十七人御とも、内家子、此外知人御とも也、何も御とも(取)の衆は吉書ふれ、

ひる正大工・権大工来、作所不行にて、て(手)うのはし(斧)め也、』

し(出)つな(納)ふさ(納)け取(納)に来、家子より来樽少分、さかな(荒)のあら(巻)まき一つ、三と入五つ・藤木菅東渡、さ(作)く(所)所不行にて、長屋(行)に(下)同

て大工共にたへさせられ候、

同てうの初過、吉書在之、目代と又代と兩人、目代大膳亮、代は刑部丞也、印御まへにて吉書在之、過候て御祝在之、

こふ・かちん・くり、三さかつき、二こんせん、あいの物(入)物さんと入にてかにこりのさけたふ、三こん、とりのすい

物、さかつきあい、さけしいる、社務は(公)く(聊)きやう、目代は(平)ひら(折)おし(敷)き也、

五日、

六日、やうき御(様器)か、みすゆる、代にて御わひ事、米四斗にて同心申、

夕かた御馬屋へ藤木武東・油十銭、祝(贈)くつわ・はなかわ(學革)・あおひかく(葵)、絹切二寸程、已上此分先生とりに来、渡也、同七日あかつき御馬屋へ社務中間さけのみに遣、

七日、神事、鳥之初音をきく、社務出立申、大鯉代に(干鮭)からさけまいらせ候、

神事はて、神人四人・しんふ(人夫)、已上五人みそ(味噌水)つつくいに来、一はいつ、也、しんふはかりにさんこんしいる、くき(米漬)一
つさいにする、』

八日、市原野(田)り一こん 御か、みすゆる、初こんひきなます、くみ(組付)つけ、三さかつき二せん、二
こんきやう、御にこり三つ、是も二せん (ツキマ) 三こんゑひ・たこ・たい、中に白米紙につ、み、前に鳥、白かわら

けに入、是は一せん、次に御か、み、上置はなひら十まい、ひし三つ、かうし(柑子)・くしかき(申)・かちん(申)・くり・こふ。
あいきやう、已上七(七)也、次粟か、み、上にくしかき・かうし・かちん・くり置、是中間すへ申、

市原より八人、小使迄九人、こふ・あこきさみ、かへに入、くみつけにて、にこりさけ、ひやにて三と入にてたふ、
中間と一(一)はんしやう(和)には五枚つくりのさつし(雑紙)二てふ、』末ひろかり扇すへ遣、のこり七人ははなひら一まひ遣、又中
間にきやう一せん、おまわり一つすへ遣、

九日、

十日、

十三日、たいり(内裏 正親町天巻)さま御巻数まいる、同御かた御所様、天奏在所所司被出候、代東左京進息新四郎出立ノ酒たふ、巻数

夫五郎太郎に申付、則出候、

十四日、御棚神事、御絹京にてかる、そめ物五段、白三段、已上八段、同御幣絹八段わけ候様、上三郷は六切、下二郷は鯉鳥代□一切つ、□四切□夕かた別当□『社務ひよ鳥代五貫文、此□候也、壹貫文、片岡禰宜・祝へ渡、禰宜分六百元は惣中へ渡、祝分四百文は社務へ引候、是御結鎮にては二百八十文引候、此内百四十文社務代に下行、百四十文は社務へ引候、

ひよ鳥ノ代三貫文社務へ納、是を御結鎮にて二貫百文引、此内百四十文作所へ下行、御結鎮にて直引候、

十六文、御物もり田口へ下行、

みふ(御封)はかり次第に社務代まいる、此の社へみふの折五かう・御幣五本まいる、七社ノ分折卅五、御幣も卅五也、社務代にみふの折壹つ遣候、』

こひよ鳥六はつ、つなきたるを七つ、一郷より、已上五郷分卅五つなきたる来候、

御棚出き次第にあん内申、ほう(布衣)るにて出仕候、土屋に居御棚、御前へそなはり申候、あとよりまいる、御(御)ふた(箱)の屋(屋)の前座につく、次第社務直久・正禰宜(松)元久・正祝・権禰宜(平治)代新太郎・権祝代隼人、已上五人也、

社務御幣代に正禰宜元久まいる候、次第に御幣ふりはて、御棚御まかりあり、前のことく長屋の前にかきすへ候、社務岩本より下かう、社務は長屋よこ座一人、正禰宜は南座、正祝蔵前一人、のこりは常座、ゆい(結)とう(台)たい(台)にあふら火、社務と祝との□(前力)にとほす、

南(蘇)ん(内座)に(座)多(座)んに(座)多(座)ん(座)さに目代の代刑部丞(啓文)けいもんよみ□□則はて、御棚は御まかりあり、
社官は御料(兼)てつくわい(却)あり、

十五日、神事、御前にて鳥を聞、御戸開在之、大鯉目代よりまいる、御前はて、社大まわりして御(御)ふたノ屋(座)へより、御まかりいわふ、座敷はて、てふ(手水)つ、所司屋へ、か(辨)い(辨)く(辨)いに神人四人・しん(人夫)ふ、已上五人来、七日のことくさんしんなし、しん(人夫)ふはかり在之、

一、目代より鳥請取に来、則鳥六わ、鯉(魚)壺つ渡申、

一、御やうより鳥請取に来、則壺わ渡申、

一、正大工鳥請取に来、則壺わ渡、米三升同渡、是は十六日に來、

三吉長、家子十四人より二本つ、來、晩に十四人・三しよく、已上十七人被來候、鳥のすい物三とに入、とり・さかな・『かうの物・と(飛魚)ひを・きさみ、く(公卿)きやう一つ、あ(足持)しもち二つ出す、さかつきぬり物にてしいる、さけはて、三吉長を皆々見物候、三吉長皆ほこりはて、を(籠)とる物出る、三とまわりてをとる、社務(直垂)ひた、れの上なくなる、

一、おとりの物にさかな遣、已後取(干能)に来、からさ(能)け一尺・とひを一連遣也、

一、代官衆よりからさ(能)け壺尺、新太郎取に被來、則渡申、

一、十七日貴布祢參、樽代、九人より八木壺斗つ、被出候、田口請取來やく也、此内壺斗田口に遣、残而八斗來、

一、市原野夫五人出候、中飯物米壺(升)□つ、遣、市原野小使にも壺升遣、

一、家子十四人・三しよく、已上十七人□□より貴布祢『まいりのよし、かう(神主)ぬし不來□□

一、社務馬五郎太郎さしそへいたす、

一、十七日、五郎太郎朝飯・夕めしくひ申、

一、御幣九本入、はしの御社にて七ほんふる、おくの御社にて二ほんふる、

一、御供まいる、これははしにて也、なま物一つ・あこ五まい・大こん二わ、なま物は此方へかへる、

一、御はつほ(御徳)、みこ殿へ八木二升、つくりかみ五まいつ、二てふ遣(帖)、同おくのはうす(奥坊主)、同二升、五枚つくり二てふ遣候也、

一、初こん、こふ二切・多ひ、くみつけにて、はしすゆる、三さかつきとおる、二こん、鳥のすい物、く(茎立)、たちに入、三と入にいる、かにこりのさけしいる、せこに三と入出す、

一、三こん、めし三と入にいる、あゆま○せ、白きかわらけに入、御かす』中なます・むしり物・とひをの半切、已上三つ也、さかつき・あひの物、せこにも遣す、にこりさけ也、二三ととをりてせんあくる、さてかわらけの物出す、これは久喜ととひをと也、せうし(所司)・目代しやくに立、うたい在之(詔)、一たんと御酒しいる也、はてさまに田口う(鴛舞)つらまいする、扇遣候、

一、十七日、たいりさまへ三吉長まいる、九本也、小使もちてまいる、おりかみ(折紙)天奏へ(伝)まいらせ候、文言、如例年御

仕候、可然様に御披露所仰候、恐々謹言、加藤殿

一、廿二日、ねん(燃)とう(灯)三日(紙)前よりしゆ(出)つな(納)ふもちま 八枚、さつ(雑紙)し十六まい、何もしゆつなふ取に來

いわぬ申度よし候 三枚

一、廿八日、氏人中よりとしより礼に被来候、三 あんない被申候、としより中務少輔、かいそへ越
治部少・兵庫助・志摩守・所司代・右京進 已上七人也、五郎三郎中間に来、

一初こん、のし三本、糸ひ、くみつけにて、三さかつきとをる、

二こん、さう(雑煮)にあいに入 二色、もち二切、上置ひし あわひ・むすひこふ三つ・正いも、三つ三と入にてかに
こりのさけしいる、此時所司・目代しやくに立候、

三こん、鳥のすい物、三と入にいる、く、たち也、さかつきあいの物、せこにあかり物出す、(アキマ)五郎三郎には
しるわんにいも入上 もち置、さけのまする、』

紙背文書

部卿まいる

重長

一丁紙背(折紙)

候 事可 処、

二丁紙背(折紙)

早々御 申 候就 条也

申可有候、恐

惶謹言、

六月廿八日

重長(花押)

(切封墨引)

川弥次郎

一日は細々御くたり候はんは何事も申候はて、こ、
ろもとなく思ひまいらせ候、又御ひまいる候はん
も、このものを御くたし候はん哉、人をおかす候て
まち申候、す、きならず候は、やかて／＼のほせ
て まつ／＼御くたしまいらせ候、又およめか
へりたきよしにて候ま、まいらせ候、くれ／＼ゆへい

御かへり候はんとおしはかりまいらせ候、めてたしく、
又々かしく、

申給へ

(切封墨引)

より

御返事

まつ

御か□□へまいる

人々申給へ

六丁紙背(折紙)

ひかしとの、御事つてのよし申まいらせ候、□□
くした郷御事もひかしとは御しり候はぬよし
御申候ま、ろあんのよりしゆのところといにや
りまいらせ候へは、けさむかまいり候てくたら
れ候よし、おほせ事候ま、□□ことなる事候

五丁紙背(折紙)

返々御心やすくおほしめし候へく候、ありつき、か
やうに候はず候ま、御心やすく候へく候、猶々、
かやう申候は、申より候へく候、めてたく又かしく、
文御うれしく思ひまいらせ候、一日はたまゝの御い
てにさしたる御返事も申候はて、心のほかに思ひま
らせ候、又御ねうはう^(女房カ)「おこし給候、かすく御うれ
しく思ひまいらせ候、かいふん^(罪分)めをもかけ申候はん
ま、御心やすくおほしめし候、かしく、

は、申まいらせ候へく候、めてたく又かしく、
た、いまはまいり候て、かすく御うれしく思ひま
らせ候、とうきなくは、いまたはく^(雀乱カ)らよくも候はて、
けさろあんむかいまいり候て「くたりの御事にて御入
候よし申まいらせ候、へちにかわる御事候は、申ま
いらせ候へく候、はくらん^(雀乱カ)いまたよくも候はぬよし申
まいらせ候、かしく、

(切封墨引)

きやうより

申給へ

御返事まいる

かほ

か

七丁紙背（折紙）

猶々頓籠^一、下申候、於留守何事も無之候、以上、又申候、玄以へ樽代五十疋下申候、御取成所仰候、以上、

御在城御辛勞共奉察候、尤罷下御見廻可申候へ共、以陣僧申候、様躰者御存外事候、寺家と申事相破候間、以一書玄^{（前世）}以え申上候、於其方被成御異見、可然様に御馳走所仰候、恐惶謹言、

十月廿六日

全珍（花押）

森民部卿殿^{（家久）}

御宿所^一

（切封墨引）

東教学院

森^{（長）}部卿殿

全珍

八丁紙背（折紙）

はや／＼御存知候哉、もし／＼玄以下向御ぬかり候ては如何と、拙夫氣遣のしるしに、慇申まいら

せ候、玄以廿三日には^{（里世）}紹巴所へ口切によひ申、廿四・

五日兩日中に被下、筑州同道にて大坂へ可被越由^{（羽張秀吉）}

候、其御心得候へく候、竹田万阿今朝参会申候間、

貴殿之儀懇に申候、猶^{□□}可存疎略由候、

先日者夜中之帰路、無心元存候、兼又玄^{（前世）}以来廿四日・

五日之間に至湯山罷越候由候、其以前に玄以と御入魂候而可然候哉、其段可申ために慇人進候、拙夫も今日

以内々契約之子細申候、玄以取合可為次第と存候間、

如此候事候、貴殿は不可及其段候哉、彼是しらせ被申^一

□□懇以愚札申候、旁期後面存候、かしく、

（切封墨引）

「^{□□}」民公

□□

九丁紙背

返々内義迄も御懇之儀、畏入存候、瑞雲御覧し候ことく寄来候而、書中先令申入候也、

思召寄貴札本望之至候、仍明日神事能見^{□□}御懇志

之段、不及是非□之処、此間霍乱氣□參候、
 更以非御隔心□望存候へ共、煩敷候□由候、
 五条へも御懇之由可申伝候、拙夫參候間、同道可申候
 へ共、不及是非候、謹言、

〔編纂上巻〕
 (捺封墨引) 貴報

〔東坊懸〕盛□

一〇丁紙背(折紙)

いつそや文まいらせ候つるか、と、きまいらせ候□
 ぬや、まつくみなくな御□なり、御そくさい候
 や、御下々さま御そくさいにてめてたく思ひまいらせ
 候、さてはこ、□とのてい、なかく□
 こ、もとのかん^(堪忍)にんもなりかね候ま、そなたへま
 り候はんほとに、たのみくまいらせ候、二郎さへ
 もんもきふに御いりとかや、ことしはまいり候へと
 も、ふかしき^(不可思議)に候、^(扶持)ふちも御いりまいり候、きりまい^(切米)
 にてすこしのさた^(沙汰)にて候よし御申候、すこしなり
 とて、一とにさたし候は、よく候はんか、すこしを
 又ちとくときくさたしまいらせ候よしにて候ま、

をほく御やりかへなにともなり、よほうきに候、かも
 しかたふて^(奉)にも申つくしかたく御入候、御うへにも文
 にて申まいらせ候はんつれ□御心へ候
 は、御申たのみくまいらせ候、返々こ、もとの事な
 かく申つくしかたく御入候、かけたることくにて
 めいわく^(迷惑)申まいらせ候、^(道具)たうくともうりまいらせ候て、
 はんまいにしまいらせ候、よくかへにもこ、ほどにて
 候、さやうの物ともかいてなく候ま、めいわくにて候、
 ちとつかいり、さやうにてともうり候て、かもにい
 こにてもそたてまいらせ候□うちすきま
 いらせ候、うちつめいわくき、なかくふてにも
 申つくしかたく御入候、なにもくたのみくまいら
 せ候、めてたくかしく、御五もしよく御ありつき候や、
 御事つて申まいらせ候、かしく、

(切封墨引)

□

□□より